

傍 聴 要 領

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴者は、事務局係員の指示に従って、会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が3に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと。

(3) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会議において、議事の支障となるような写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。